

1) NPO(非営利組織)とは

NPO(非営利組織)は、”Not for Profit Organization”(営利のためでない組織=営利を目的としない組織)の頭文字をとったもので、それは、NGO(Non Governmental Organization=非政府組織)とともに、20世紀の後半から主にアメリカで、政府・企業にならぶ「第3のセクター」としてその存在が注目されました。

NGO(非政府組織)は1960年代の市民運動がその発端となっていますが、70年代後半からは発展途上国への「政府」の開発援助にはある種の「限界」があるということ批判する形で、民間の市民組織が直接第3世界へ出かけて活動するようになりました。

NPO(非営利組織)もほぼ同様に、1960年代から都市の再開発などをめぐって、また70年代の後半からは主に環境問題に対する「企業」の取り組みにある種の「限界」があるのではないかということで、「企業」や「市場」メカニズムの「限界」を捉えて、都市再開発や環境問題に取り組む市民活動組織の可能性が注目されるようになりました。

日本のNPO

日本でNPOが注目されるようになったのは、やはり1995(平成7)年1月の阪神淡路大震災以降のことだったように思います。まだNPOという言葉が一般的ではありませんでしたので、注目すべき「ヴォランティア・グループ」の活動というようにいわれていましたが、それらがその後数年にわたって活動を継続していくなかで、活動が次第に組織化されてゆき、人材の確保や育成、被災者ニーズに応えるサービスの提供、活動資金の継続的調達といったような、実質的にはNPOの活動だと理解さ

れるようになったわけです。

経済企画庁の調査によれば、法律の制定以前の日本では、GDPの約3%程度、就業人口の約2.3%(約140万人)がNPOの活動と報告されています。

こうした事情を背景に、神戸を中心として全国の市民活動団体は、NPO法の制定を求めて各種の働きかけを進めてきましたが、それからおよそ3年後の1998(平成10)年3月になってようやく議員立法のかたちで「特定非営利活動促進法」が国会で成立し、12月1日に関連条例が施行されることになったのです。

茨城のNPO

茨城でも、1996(平成8)年10月から「茨城NPO研究会」が組織され、調査研究や各種イベントなどの活動を進めてきましたが、研究会の活動を通じて感じられたことは、1998(平成10)年にはいってからNPOに関する注目が急速に高まったように感じたことです。

「茨城NPO研究会」が1998年3月に実施した調査によりますと、茨城県内には約250のNPOといえる団体が存在し、そのうちの約85団体がNPOとしての活動を自覚的に行っており、そのうちの約30%が「特定非営利活動促進法」に基づく「特定非営利活動法人」(NPO法人)の取得を希望していること、などが明らかになりました。

なお、2000(平成12)年9月現在で、「特定非営利活動法人」(NPO法人)を取得している組織は「茨城NPOセンター・コモンズ」ほか49法人、同法人申請中の団体は5団体となっており、54法人が11月中旬に認証を取得する予定です。

今回は、2)「特定非営利活動促進法」(NPO法)について報告します。ご期待ください。



市民社会をつくるNPO

帯刀 治 / 文

第四回

帯刀 治(たてわき いさお)

1944年10月14日生(56歳)
茨城大学 人文学部 社会科学科 教授

専門分野 地域社会論
茨城NPOセンター・コモンズ代表理事

【主な著書・論文等】

- ・企業城下町日立の「リストラ」(東信堂.1993)
- ・茨城のすがお-その未来展望(文信堂.1996)
- ・茨城を楽しむ30の方法(茨城新聞社.1999)
- その他著書多数